

第7次水質総量規制の削減計画に同意



この度環境省より、平成24年1月27日に東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の第7次水質総量規制削減について、関係20都府県知事から環境大臣に協議があったCOD、窒素含有量、りん含有量に関する「総量削減計画」が、公害対策会議幹事会で了承され、環境大臣が同意したと発表されました。

今回、環境大臣の同意が得られた「総量削減計画」は「基本方針」を踏まえて、目標年度(平成26年度)時点でのCOD、窒素含有量、りん含有量それぞれについて、各都府県の発生源別(生活排水、産業排水、その他)削減目標量、および、削減目標達成のための削減策を規定したものになります。このうち、削減案としては、

- ① 水道、浄化槽、農業集落排水施設の設備等の生活排水対策
- ② 総量規制基準の適切な設定と遵守徹底等の産業排水対策
- ③ 環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理・高度利用の推進、養殖漁場の改善等の各種汚濁発生源対策
- ④ 情報発信、普及・啓発
- ⑤ 干潟の保全・再生、自然にある栄養塩や餌を利用して行う藻類養殖等の推進、底質改善対策の推進等

が定められています。

今後については、削減計画の内容について、各関係都府県において、2月から順次、公報や各都府県のウェブサイト等で公表されています。また、総量削減計画に併せて総量規制基準が公示され、基準の適用期日は、平成24年5月1日以降に新・増設される工場・事業場に対してはその日から、その他の工場・事業場に対しては平成26年4月1日からとなる予定となっています。

総量削減基本方針については、当社発行のザ・ナイツレポート No.11014「第7次水質総量規制」をご覧ください。

当社では、水質総量規制項目であるCOD、窒素、りんを始め、BOD等生活環境項目の分析について多くの実績と経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2012年1月27日付 環境省 報道発表資料
2012年1月27日付 EIC ネット

生活環境箇所 清水いより